

白馬村障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（案）について  
の意見募集（パブリックコメント）結果

1. 意見募集対象

白馬村障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（案）

2. 意見の募集期間

平成30年2月1日から2月28日

3. 意見の募集方法

電子メール、郵送、持参、ファクシミリ

4. 受付意見数

1名（14件）

5. 意見・提案と村の考え方

別紙のとおりご意見に対する村の考え方をお知らせ致します。

※意見・提案の内容は、意見提出者の住所、氏名及び個人を特定する事項などの個人情報等を除き、原則提出された意見の原文を掲載しています。

白馬村障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（案）に寄せられた意見

No	頂いた意見（順不同）	頂いた意見に対する村の考え方	計画案の修正の有無
1	<p>「障がいを持つ方」について 障がいのある人を尊重した丁寧語に聞こえますが、漢字には意味があります。 敢えて「障がいを持つ方」と表記するなら、「障がいをもつ方」が適切かと思われます。 「障がい」は「持つ」ものでも「持てる」ものでもないです。 この冒頭以外はすべて「障がいのある人」と表記されています。 以下の経緯／動向等踏まえ「障がいのある人」と一定程度統一することをご提案申し上げます。 都道府県をはじめ、多くの自治体で制定が進む「障がい者差別禁止条例」制定を視野に入れた「障害のある人もない人も共に生きる社会を目指す研究会」は平成 24 年 11 月 22 日に「報告書～共生社会の実現を目指して～」を長野県知事に提出しました。 国内法の行方を見るとの理由の下、立ち消えの途をたどったかに思われた「障がい者差別禁止条例」は今、官民の垣根を越え制定への機運高まる背景の中にあります。</p>	<p>P1 冒頭部分の「障がいを持つ方」については、「障がいのある人」と表記します。</p>	有

No	頂いた意見（順不同）	頂いた意見に対する村の考え方	計画案の修正の有無
2	<p>2 身体障害者手帳所持者の推移の中、以下の表について</p> <p>身体障害者手帳所持者数の推移（障がい者の種類別）</p> <p>身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの種類・程度別）（類似箇所、他にもあり）</p> <p>多くの方々は表の中身がほぼ同時に目に入るため、示されている意味がすんなり胸に落ちるので違和感を抱かないのかもしれませんが、タイトルを聴いた後に中身を読む者の1人としては、（障がいの種類別）（障がいの種類・程度別）という表現には違和感があります。</p> <p>下記のように、内容に合わせた自然な表現ではいけないのでしょうか。</p> <p>「身体障害者手帳所持者数の障がい種別の推移」</p> <p>「身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの部位別）」</p> <p>「身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）」</p>	<p>P9 「障がい種別の推移」と「障がいの部位別」は同義です。</p> <p>「等級別」に関しては、身体障害者手帳は障がいの種類が多岐に亘るものであるため、等級として独立してのものではなく、種類と合わせた掲載となります。</p> <p>「程度」という表現が分かりづらいものであったため、他手帳推移含め「等級」と表記します。</p>	有
3	<p>資料4 白馬村障害の「害」ひらがな表記取扱指針について</p> <p>上記資料の「適用除外例」に掲載ある「障害程度区分」は、改め「障害支援区分」が適切かと思われます。</p>	<p>P108 「障害支援区分」と表記します。</p>	有
4	<p>今年9月で作成されてからまる10年を迎える[白馬村障害の「害」ひらがな表記取扱指針]の中身を吟味し見直すことを視野に入れてはいかがでしょうか。</p> <p>この10年を振り返りますと、様々な法施行/法改正が成されてきました。最も大きな点は、国際条約である障害者権利条約に平成26年1月20日に批准書を寄託し、2月19日から効力を生じていることにあるように思うためです。</p> <p>障害者権利条約の基本理念である「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」は施行/改正される障害者法の全てに引き継がれております。このフレーズの意味の深さを大切にできる村であってほしいです。</p>	<p>頂きましたご意見を踏まえ、今後検討させていただきます。</p>	無

No	頂いた意見（順不同）	頂いた意見に対する村の考え方	計画案の修正の有無
5	<p>第4章 基本計画</p> <p>2 社会参加の促進と就労支援（1）社会参加と自立の促進について</p> <p>上記、「主要施策」内に、『村の行事やイベント、講座、各種意見交換等の場に障がいのある人が気軽に参加できる体制整備に努めます』とあります。</p> <p>どのような体制整備に努めていただけるのか、具体的に明記してください。</p> <p>様々な環境にある障がいのある人に、村の行事やイベント、講座、各種意見交換会等の情報がもれなく行き渡る『情報保障』を具体的に明記してください。</p> <p>白馬村主催の公的行事やイベントを偶然知り、参加を希望したく幾度となく『情報保障』を求めた際、敢えて「見えない」と申し出てもご理解願えなかったばかりか、「見えない」と申し上げると『要約筆記はつくんですがねえ』と公的機関2箇所で行われた体験があります。</p> <p>情報コミュニケーションを必要とする部位に障がいのある人は、ほかにもいらっしゃるかと個人的に思っておりますし、身近で接しております。社会に共生する障がい児者は多様です。浅すぎる認識を、先ず改める必要があるかと思われまます。</p> <p>結果、振り返ると、参加を希望する白馬村主催の行事やイベントにその都度ご協力を下さった全ては「個人の善意」でした。担当（管轄）部署ではありませんでした。</p> <p>「～障がいのある人が気軽に参加できる体制整備に努めます」の具体的な姿が見えきません。</p> <p>障害者権利条約から引き継がれる『合理的配慮』、及び『情報保障』の周知徹底が1日も早く成され、「誰もが人格を尊重され、社会参加できる村づくり」を願うともに、計画だけで終わってほしくない内容です。</p>	<p>頂きましたご意見を踏まえ、情報保障等の具体的な体制整備につきましては、関係部署と共有しつつ検討させていただきます。</p>	<p>無</p>

No	頂いた意見（順不同）	頂いた意見に対する村の考え方	計画案の修正の有無
6	<p>第4章 基本計画</p> <p>2 社会参加の促進と就労支援（1）社会参加と自立の促進について</p> <p>上記、「主要施策」内に、『資料の事前配布、テキストデータ化等、障がいに対応した資料づくり作成に努めます』とあります。</p> <p>具体的体制：システム化／制度化／組織化を明記してください。</p> <p>このたびのパブコメ自体に「テキストデータ作成の体制：システム化／制度化／組織化の整備は皆無でした。福祉課も思案し、ご苦労くださいました。</p> <p>パブコメ結果以降、PDF と並列するび付きPDF／HTML／Word 版／テキスト版、いずれかをHP上にアップしている自治体はもはや当たり前の今とはいえ、「誰もが参加できるパブコメ」は皆無かと思っておりました。とんでもありませんでした。「PDF／るび付きPDF／テキスト版：Word 形式／手話動画／音声デイジー」アップ自治体までありました。聴いたこともない町もありました。素晴らしい『情報保障』だと感動しました。</p> <p>しかし、白馬村のテキスト形式ほど、利用者の利便性を熟知しきったテキスト版アップの自治体は、今も見つかりません。テキスト形式アップにご尽力くださった、健康福祉課、及び総務課にも感謝しております。</p> <p>このたびのように素晴らしいテキスト版アップを成し遂げてくださった白馬村です、これほどの機会を無にすることのないよう、【テキスト形式化における、体制：システム化／制度化／制度化／組織化】について、何らかの具体策を添えてほしく望みます。「これで終わり」という内容ではないからです。これはまだ、（案）です。</p>	<p>P27 計画には、「体制整備」を追加します。</p> <p>具体的な取り組みについては、今後関係部署と共有しつつ検討させていただきます。</p>	有

No	頂いた意見（順不同）	頂いた意見に対する村の考え方	計画案の修正の有無
7	<p>療育手帳所持者数について 療育手帳所持者数、とりわけ 18 歳以上があまりに多いことに驚きました。ところが、白馬村における知的障がい者支援について具体的に明記されたものを読む機会は少ないように思われます。掘り下げた具体的計画明記はできないのでしょうか。</p> <p>「第 4 章 白馬村基本計画（白馬村障害者計画）内にもありますが、ジョブコーチ導入の整備により、知的障がいのある人の就労も叶う気がするのですが。</p> <p>全国的に見ますと自治体庁舎でジョブコーチ導入を整備し、知的障がいのある方々を雇用なさっているケースは少なくないです。</p> <p>白馬村では雇用率も満ちてはおりません。ジョブコーチ導入により労働に結びつく方もいらっしゃるように思われますが、今後の具体的見通しなどの明記をほしく思います。</p>	<p>本村としては、知的障がいに限定して進めていくのではなく、3 障がい全てを視野に入れた方向性としています。具体的な取り組みについては、頂いたご意見を踏まえ、関係機関と連携していきながら検討を進めてまいります。</p>	無
8	<p>第 3 章 第 4 期障害福祉計画（平成 28～29 年）の主たる目標達成状況及び評価</p> <p>1 訪問系サービス</p> <p>…同行援護 平成 28 年度 第 4 期見込 60 時間 3 人 実績 0 人 平成 29 年度 第 4 期見込 60 時間 3 人 実績 0 人とあり、「～同行援護に関しては事業所が村にないため、移動支援において対応しています。」「～同行援護は、現在移動支援事業において対応していますが、視覚障がい者等の移動に際してより専門性を確保し、利用者が選択できるよう、体制の充実に努めます。」とあります。</p> <p>前記計画だったと思われまます。(聴き間違いでしたらすみません)、『主要施策：事業所登録した事業者と協力して円滑に事業実施を行います』『障害福祉サービスの同行援護と併用しながら実施します』等々、計画が並んでおりましたが、変化はないです。このたびの(案)のどこまでを期待させていただいて善いのか戸惑います。</p> <p>今期「計画」(案)によりますと、『同行援護</p>	<p>前計画において達成できなかった部分であるため、今計画にも記載しています。</p> <p>同行援護への移行につきましては、今後も事業展開を検討する民間法人、事業所等に対して助言・支援等を行い確保に向けて努めてまいります。</p>	無

	<p>については、今後移動支援事業からの移行分を見越し、見込量を設定します』とあり、『同行援護：第4期実績 平成28年 平成29年（見込）共に0時間0人／第5期見込量 平成30年 平成31年 平成32年ともに40時間2人』とあります。</p> <p>過去、「白馬村での同行援護への移行は、H26年以降になるかと思われます」と言われた日から相当年数が経過します。</p> <p>「計画」とはいえ、每期、類似文言が並ぶだけですが、実現の見通し自体、見当がつきません。今までも「計画」はありました。が、変化は何も見えきません。「計画」に向かっての具体的兆しがそろそろあっても良いのではないのでしょうか。</p>		
9	<p>障害者総合支援法施行時より現在に至るまで、『白馬村では「移動支援サービス」で「同行援護」同等のサービス提供をする』と言われてきました。村内唯一の事業所では過去、複数名が『公費』にて「同行援護従業者養成講座」受講をしておりますが、障害者総合支援法に変わる時期でしたので、学びの内容も社会状況等に照らし年々異なってきたことから、村が委託する事業所の現状等については（案）にもありますように、責任ある姿勢で臨んでほしく思われます。同行援護部分に、「～移動に際してより専門性を確保し、利用者が選択できるよう、体制の充実に～」とあります、実効性ある計画にしてください。</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ、今後の計画推進において参考にさせていただきます。</p>	<p>無</p>
10	<p>地域生活支援事業に位置付けられた「移動支援サービス」ですが、地域間格差是正／及びより手厚い支援をとの意で視覚支援として「同行援護」、知的支援（精神／強度行動障がい含む）として「行動援護」が障害者総合支援法より盛り込まれたわけですが、いずれも「公共交通機関利用」が原則とされる今です。が、県下／全国を見渡しますと、自治体／事業所のご努力の成果あって、ガイドヘルパー／同行援護従業者による各々のサービスを、利用者の利便性／サービス提供事業所側の回</p>	<p>頂いたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>	<p>無</p>

	<p>転双方の充実、及び白馬村で例えるなら、雪国という地域性を鑑み、車両移送を実施している自治体が多いことも現実です。</p>		
11	<p>過去、障害者自立支援法下、県下のある自治体では、「山間の地域が点在する中に住民が居住する。移動困難障がい児者の移動支援サービスを車両移送で」と、首長自ら二種免許証取得し、自治体全域、車両での移動支援サービスを行っていたところがあります。当時、新聞でも大きく取り上げられ、ガイドの職務とは無縁だった方々の心にも言い知れぬ感動を招きました。(茅野市 矢崎 元市長)</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>無</p>
12	<p>信濃大町以北の大糸線本数を数えたことがあるでしょうか。上下線ともに、日に 10 本ずつです。うち各 1 本はスーパーあずさです。特定時間帯に集中しており、3 時間近く 1 本の列車も走っていない時間帯もあり、利便性に富んだ運行状況とは到底考えられません。地域生活支援事業は村独自のものではなく、実情に目を向け、現実に『利用可能』な「移動支援サービス事業」を展開してください。</p> <p>行政はこういった現実を、どの程度把握なさった上で「原則公共交通機関利用」の決め事をこの白馬村で実践なさろうとお考えなのか、見当がつかなくなることがあります。</p> <p>移動困難障がい児者の移動先、行きたいところは村内や、圏域内医療機関ではありません。しかし、現実にはかろうじての村内移動支援、及び圏域内医療機関以外、利用できない「移動支援サービス」です。</p> <p>「事業は展開している、サービスは提供しているので善し」ではなく、ご自身方が移動することをご自身のお立場に立ち返り想像をしてみてください、「利用できるサービスを提供してください」。</p> <p>事業所で二種免許証取得する、もしくは二種免許証所持者を 1 名雇用し、車 3 台あれば「障がい者も街に出よう」は現実の言葉として白</p>	<p>現状と課題を把握し、頂いたご意見を踏まえ、関係機関と連携しながら検討を進めてまいります。</p>	<p>無</p>



	<p>馬村でも生きます。</p> <p>同行援護も行動援護も移動支援サービスも、車両移送が叶うわけです。移動困難障がい者たちが、行きたいときに行きたいところへ行けるわけです。</p> <p>現状では、「障がい者も街に出よう」のキャッチフレーズは、白馬村では手の届かぬ宙に浮いた言葉として消えてゆきます。</p>		
13	<p>ふた言目に耳にする「大北圏域、足並み揃え」は大町以北居住の移動困難障がい児者には当てはまらないことを最近知りました。</p> <p>信濃大町駅終点／信濃大町駅発は複数本あります。が、大町以北がありません。圏域支援センターを中心に考えていたのでは白馬／小谷の移動困難障がい児者は、「障がい者も街に出よう」ではなく、「1人での外出が困難なら、外出など望まず、おとなしく家の中にいなさい」と言われているようなものです。人格を踏みにじられる想いです。</p> <p>公共交通機関の残酷な現実を直視し、なにとぞ村独自の具体的手段をご一考願います。</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ、今後の事業や取り組みを行うにあたっての参考にさせていただきます。</p>	無
14	<p>運営協議会は年に何回執り行われるのか教えてください。運営協議会会議録は、どこに掲載あるのか教えてください。</p> <p>正直申し上げ、これほど公共交通機関が不便な自治体にあり、遅々として進まぬ移動困難障がい児者への足りない支援について不思議を通り越し疑問になるため、何を話し合っておられるのか知りたく思います。</p> <p>ふた言目には、「タクシー事業者が反対するので」との言葉をいただき今に至るところですが、行政（健康福祉課）は、障がい児者の日常とタクシー事業者の生活、いずれを真ん中にお考えなのか教えてください。</p> <p>松本市へ通院のため出向きますと、2社か3社と伺いました、独自のサービス提供方法(安価)にてタクシー事業者がご高齢者や移動困難障がい児者の送迎を担っておられる姿を見かけます。民間タクシー事業所が方針転換をはかり、展開し始めた事業です。スクラムがご存知かと思われます。</p>	<p>文面より、白馬村福祉有償運送運営協議会と思われますので該当部分について回答いたします。</p> <p>本村において現在3年に1回実施しています。</p> <p>会議録につきましては、掲載はございません。</p> <p>協議の内容につきましては、自家用有償旅客運送の登録を申請（更新含む）する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項、協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項になります。</p> <p>障がい児者の日常とタクシー事業者の生活のどちらか一方を真ん中に捉えるのではなく、双方の現状、課題を把握したうえで総合的な判断に努めております。</p>	無

<p>「移動支援サービスを行っています」「同行援護に移行はしていませんが、移動支援サービスで代わりを果たしています」とおっしゃられても、いずれも上述しました公共交通機関の不便さでは、自由な外出など不可能なのが現実なのです。移動困難障がい児者は、村内移動しか許されないのでしょうか。とても、個々の人格を尊重し合っているようには思えません。</p> <p>いくら法整備が成されても中身が伴わないでは、障がい児者がより人間らしく生き生きと日々の生活を送れるようになる日は、はるか遠いようにすら思えてきます。</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ、今後の事業、取り組みを行うにあたって参考にさせていただきます。</p>	
--	---	--